

| | |
|--------------|---|
| Title | 首相の靖国参拝と日中関係 : 何が議論を混乱させるのか |
| Author(s) | 坂元, 一哉 |
| Citation | 阪大法学. 2014, 64(3-4), p. 147-172 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/71521 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

首相の靖国参拝と日中関係

——何が議論を混乱させるのか——

坂 元 一 哉

本稿は、国際交流基金が二〇〇六年の一二月に淡路島で行った国際セミナー「記憶・和解とアジア太平洋地域の安全保障（第二回記憶セミナー）」のために書いた論文である。他の参加者の論文とともに、和文、英文での出版が計画されていたが実現せず、これまで未公表のままであった。

首相の靖国参拝、といっても、小泉純一郎元首相の参拝に関連して靖国神社参拝問題を論じたものである。執筆してから八年の年月が経つてもいる。だが安倍晋三首相の靖国参拝後にあらためて読み返してみても、現在でもこの問題をめぐる議論の整理に、多少なりとも役立つところがあるかもしれないと思ひ、この場で公表させていただくことにした。

昨年末、安倍首相は政権復帰から一年後の節目の日（二〇一三年二月二十六日）をとらえて、靖国神社を参拝した。首相の参拝としては、小泉首相が終戦記念日に行った二〇〇六年八月以来のことである。安倍首相の参拝に対して国民世論の賛否は割れたが、多くのメディアは批判的だった。首相の靖国参拝は日中関係改善の障害になるのでやめた方がいい、というのがそうした批判の根底にある意見のように思われる。

本稿は、首相の靖国参拝がなぜ日中関係を揺るがす問題になるのか、その要因を考えるとともに、関係を揺るがすのでやめた方がいい、との意見に私が与しない理由を説明したものである。

論文提出の翌年に一箇所、今回公表にあたって二箇所、補註を加えたこと以外、表記などを別にして、執筆時の内容に手を加えたところはない。

はじめに

小泉純一郎前首相は、五年前の自民党総裁選挙における公約通り、終戦記念日の靖国神社参拝を断行した（二〇〇六年八月一五日）。首相としては中曽根康弘氏以来、二二年ぶりのことである。参拝後の各種国内世論調査は、ほぼ参拝支持の声が反対を上回った。^①中国、韓国は予想通り反発したが、ポスト小泉を意識したのか、反発のトーンは抑制されたものであった。デモや目立った抗議行動も起こらなかった。

この論文は、過去五年間の小泉首相の靖国参拝によって纏れた日中両国関係の現状をふまえつつ、靖国問題がなぜ外交問題として紛糾するのかを考察し、日中関係改善の方策を探る試みである。そもそも靖国問題は戦没者の慰霊のあり方に過去の記憶と反省がからみ、ただでさえ複雑な問題のだが、近年はそこに近隣諸国との外交問題が重く覆い被さり、問題解決のための議論はまったく混沌とした状況にある。この論文で私は、なぜ小泉首相が靖国参拝について繰り返し説明が中国政府に受け入れられなかったのか、その要因をいくつか考察しながら、混沌とした議論の整理を行い、問題解決、あるいは、問題鎮静化への糸口を探ってみたい。

小泉首相は首相として最初の靖国神社参拝（二〇〇一年八月一三日）以来、参拝後の談話や記者会見で自らの参拝理由を何度も説明している。冒頭にあげた本年八月一五日の参拝後は、記者団とのインタビューに応じて次のように語っている。

「これは毎回申し上げているのですが、日本は過去の戦争を踏まえ反省しつつ、二度と戦争を起こしてはならない。そして今日の日本の平和と繁栄というのは、現在生きている人だけで成り立っているのではないと。戦争で尊い命を犠牲にされた、そういう方々の上に今の日本というのは今日があると。戦争に行つて、祖国の為、また家族の為、命を投げ出さなければならなかつた犠牲者に対して、心からなる敬意と感謝の念を持って靖国神社に参拝しております。今年もこの気持ちに変わりはありません。」²⁾

要するに、自らの参拝は、国家のために戦つてなくなつた人々の霊を慰めるとともに、過去を反省し、不戦の誓いを新たにす、つまり慰霊と平和のための参拝だという説明である。この点、小泉首相の説明に揺らぎは見られない。

小泉首相の歴史認識が、その説明を補強する。首相は二〇〇五年四月のアジア・アフリカ首脳会議において、日本が「かつて植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たという認識（一〇年前の村山首相談話の認識）をあらためて表明し、過去の反省とおわびを行った。また小泉首相はその認識に基づき、自らの靖国神社参拝が決して戦争を賛美するためのものでないこと、靖国神社の付属施設、遊就館に示された歴史認識には賛同しないことを明言している。東京裁判をめぐる激しい議論を背景にしてその合祀がしばしば議論になってきた、いわゆるA級戦犯についても、それを戦犯と認め、その慰霊のための参拝ではないことを明らかにした。

そうした小泉首相の説明をそのまま信じるならば、首相と中国政府の指導者の間に過去の歴史について、どうしても埋められない認識の溝があるように思えない。

だが中国政府は、首相の靖国神社参拝を決して受け入れなかった。「強い憤慨」とともに参拝を批判し、首相が言葉を行動で示すよう、つまり過去を反省するというのなら、靖国神社参拝をやめるように要求した。中国政府は要求が繰り返し拒絶されると、ついには首脳同士の会談を拒否する、国際会議で隣合わせてもほとんど口をきかない、という異常な対応をとるようになった。

はたして何がそこまで中国政府を怒らせたのだろうか。歴史認識にとくに問題があるように見えない首相の言葉を受け入れ、適当なところで矛をおさめることがなぜできなかったのだろうか。「平和的台頭」という戦略をかかげる以上、中国の指導者としても日本との良好な関係が大事なことはよくわかっているはずである。

このことについて、中国政府は愛国教育などで自ら焚きつけた国民の反日ナショナリズムをコントロールするのが容易でなくなり、国民の事前、怒って見せる必要があるのではないか、弱腰を国民に批判されれば、それが政府内の権力闘争につながると恐れているのではないか、あるいは経済の急成長にともない矛盾が山積する中、共産党支配の正当性（対日戦勝利による中国統一）にかかわる問題には極度に敏感にならざるを得ないからではないか、さらには従来、こういう問題では、日本側が折れることが多かったので、今回も強い憤りを示せば日本側が折れると考えて振り上げたこぶしをおろせなくなったのではないか、といった観察がよくなされる。そうした観察にはどれもそれなりの真実が含まれているように思われる。

だがこの論文では、そうした説明からひとまず離れて、中国政府の説明、すなわち「A級戦犯が祀られている靖国神社参拝への日本の首相の参拝は中国国民の感情を傷つける（だから認められない）」という説明を真正面から受け入れ、そのうえで、なぜそうなるのか、すなわち「慰霊と平和」のための参拝がなぜ、中国政府にあそこまでの態度をとらせるほど中国国民の感情を傷つけるのか、その理由を考えてみたい。もし感情を傷つける理由の中に

何らかの誤解が含まれているのならば、それを取り除くことができるかもしれない。仮に取り除くことが難しいとしても、理由を正しく認識すれば、首相の靖国参拝のあり方に何か知恵のようなものが生まれるかもしれない。そう期待するからである。

第一章 慰霊と顕彰

靖国神社は明治二年（一八六九年）、江戸城近くの九段上に東京招魂社として創建された（一〇年後に靖国神社と改名）。明治維新にいたる政争で命をおとした勤王の志士（国事殉難者）や、戊辰戦争の官軍側戦没者を祀る神社としてである。創建後、近代日本が遂行した内外の戦争における戦死者（日本側戦死者、内戦の場合は政府側戦死者）を次々と祀り、祀られた人々（祭神）の数は、現在では、二四六万余となっている。そのうち二三二万余は日中戦争と太平洋戦争における戦死者である。かつては陸海軍の管理下にある神社で国の施設であったが、GHQの占領改革の中で、戦後は一宗教法人として再出発した。しかしその変化にもかかわらず、多くの国民から国家のために戦って亡くなった人々の霊が眠る場所と受けとめられている。^③

常識的に考えると、そうした場所に首相が出かけて慰霊行為を行うことに不都合があるはずはない。実際、靖国参拝が中国との思わぬ外交問題になった一九八五年まで、歴代首相一六人のうち一二人が在任中に参拝していた。^④むろん指導者の行動にはどうしても政治的意味がつきまとう。そのことへの配慮は必要だろう。憲法上の政教分離の原則から、参拝形式に配慮がなされてきたのは周知のとおりである。だがたとえそうした配慮が必要だとしても、戦死者を慰霊するという行為そのものが非難されるわけではない。

小泉首相は自らの参拝は「首相として」の参拝というより、首相である小泉純一郎が「一人の人間として」参拝

するもので、参拝は個人の「心の問題」だと主張する⁽⁵⁾。ジョージタウン大学のケビン・ドーク (Kevin Doak) 教授は、その小泉首相の主張を慰霊行為から政治的、外交的意味を取り除く努力として評価したうえで、小泉首相に参拝中止を要求するのは人間の精神や信仰のあり方を脅かし、民主主義の基礎を脅かすことになりかねないと警告している。なぜなら、

「民主主義社会の基礎となる個人の権利や市民の自由は他者の尊厳への精神的な敬意が前提となる。とくに敬意を表明する相手の他者が死者となると、それを表明する側は目前の自分の生命や現世を超えた精神的、精神的な意味合いをもこめることになる。……ましてその死者が祖国のための戦争で死んだ先人となると、弔意には死の苦痛を認知できる人間の心がさらに強い基盤となる。その心の入れ方には宗派にとられない信仰という要素も入ってくる」

からである⁽⁶⁾。

教授は「心の問題」としての参拝であることを明確にするため、首相は年に一度ではなくたとえば毎月でも参拝してはどうかとまで提案している。日本国内には個人の「心の問題」ならば国益（日中友好）を考慮して自粛すべきといった見解もあるが、教授は「心の問題」をおろそかにするのは民主主義を脅かす危険な態度だとして小泉首相を擁護するのである。

だが問題は、中国政府が小泉首相の参拝を「心の問題」ではなく「政治の問題」とみなしていることである。そこにすれ違いがある。日本在住の中国人評論家石平氏はそのすれ違いの背景に共産主義イデオロギーの影響を指摘

する。すなわち共産黨員としての中国政府の指導者達は唯物主義の無神論者であり、死者の魂に対する慰霊という行為の必要性を認めていない。彼らにとってはそもそも存在しない霊魂を慰めるという行為はまったくのナンセンスである。だから小泉首相がいくら「心の問題」だと繰り返しても、それをそのまま理解するのは難しく、単に政治的意味をカモフラージュするための口実に過ぎないと考える、と石平氏はいう。⁽⁷⁾

おそらくはそうしたイデオロギー的偏見も中国政府に「心の問題」を受け取らせる重要な要因のひとつだろう。だがそれがすべてではない。要因は日本側にもある。たとえば小泉首相は二〇〇一年の自民党総裁選挙で、万難を排して八月一五日の終戦記念日に参拝すると明言した。しばしば指摘されるように、その背景には当初劣勢を伝えられていた選挙戦で、日本遺族会の支持を得るといった政治目的があつたのだろう。この政治目的が「心の問題」という首相の説明を曇らせたところがあるのは否めない。

ただそのことよりも、より本質的な要因が日本側にあるのではないか。それはまさに靖国神社の基本的なあり方にかかわる要因、すなわち、靖国神社がもともと戦死者の「慰霊」だけではなく、その「顕彰」のための神社でもあるという事実である。靖国神社はただ戦死者の「霊魂をなぐさめる」だけでなく、彼らの「功績を表彰する」神社なのである。靖国神社社憲（昭和二七年九月三〇日制定）前文の一節は次のようにいう。

「本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永六年〔一九五三年、ペリー来航の年〕以降、国事に殉ぜられたる人人を奉斎し、永くその祭祀を斎行して、その「みたま」を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため、明治二年〔一八六九年〕六月二九日創立せられた神社である。」〔「内坂元、以下同じ。」〕

ここでいう「奉慰」(慰霊)と「顕彰」の二重性は、あるいは靖国神社をめぐる議論を混乱させる最大の要因かもしれない。靖国参拝支持派はもっぱら慰霊の意味を強調し、反対派は顕彰の意味を強調する傾向がある。前者は死者の「霊魂をなぐさめる」という人間として自然の行為がなぜ批判されるのが理解できない。これに対して後者はこの神社に祀られている人々の「功績を表彰する」ことの政治的・歴史的意味を問題にする。そうしたずれの違いの構図がしばしば見受けられるのである。慰霊と顕彰の二重性を軸にして戦後の靖国神社のあり方を考察した立命館大学の赤澤史郎教授は、靖国神社問題は「靖国神社をどのような施設として位置づけるのか、その理解をめぐる争いでもあった」と鋭く指摘している。⁽⁸⁾

いわゆるA級戦犯の合祀(東京裁判の刑死者七名、受刑中の死亡者五名、起訴中の死亡者二名、計一四名)についての議論もまさにこの神社をどのような施設と見るか、その理解をめぐる争いに深くかかわっている。この一四名の人物が靖国神社に祀られている(一九七八年から)ことへの中国政府の強い批判——靖国参拝に対する中国政府の最大の批判点である——に対して、合祀を弁護する側からは、文化の違いを持ち出す説明がある。すなわち、日本の文化は(中国とは違って)「死者にむち打たない」文化であり、本人の生前の行いがどうであれ、亡くなってしまえば、その人の霊を弔うことに問題はない。これに対して中国には「死者にむち打つ」こともいとわぬ文化があり、そこに合祀への批判の根がある、という説明である。⁽⁹⁾

この文化論的説明の当否はおく。だがこの説明の前提には靖国神社を「慰霊のための神社」とみなす理解があるのは明らかだろう。そのためその説明は「顕彰のための神社」という理解を前提にする人々には(仮にその文化論的説明を受け入れたとしても)的はずれにしか聞こえない。そうした人々してみれば死者を「むち打つか、打たないか」が問題ではなく死者を顕彰するかどうか、つまり単純に言えば「褒めるか、褒めないか」が問題だからで

ある。

この問題についてはまず、靖国神社における「顕彰」が何に対する顕彰なのかを考える必要がある。さきにも述べたように靖国神社には二四六万余の人々が祀られている。それだけ多くの人々が祀られていれば、「功績を表彰する」といつても、それらの人々の生前の思想や行動をすべて褒めたたえるということにはならないだろう。そんなことができるはずもなく、この「顕彰」はあくまで国家のために命を捧げた、まさにその一点をとらえて「功績を表彰する」ということだと考えるべきである。戦後間もない時期に、思想家葦津珍彦は靖国神社に祀られることの意味について、次のように記している。

「これらの戦役〔明治維新後の日本の戦争〕に於て生命を祖国に捧げた人々は、彼等が専制主義の謳歌者であった故に祭られたのでもなく、軍国主義の狂信者であったが故に祭られたのでもない。祖国に殉じて一命を捧げたる故に祭られたのである。」⁽¹⁰⁾

ここでいう「祖国に殉じて一命を捧げ」た行為そのものを表彰するという意味の顕彰に、とくに問題はなからう。たしかにそうした顕彰は国家のための死を奨励する危険があるという批判はできる。⁽¹¹⁾そうした危険に留意する必要があるのは言うまでもない。だが、この意味の顕彰は世界中で見られる行為であり、国民国家を前提とすれば、慰霊と同様に自然なことと受け止める人々の方が多いのではなからうか。少なくとも「心の問題」を必然的に「政治の問題」に変えてしまう要因にはならないだろう。

ただそれは、一般の戦死者の顕彰について言えることである。A級戦犯の顕彰となればどうか。その場合はかな

り違うと言われても仕方がないかもしれない。

いわゆるA級戦犯合祀者は、東京裁判、すなわち占領下、戦争状態が継続する中で行われた国際法的に見て問題の多い裁判にかかわって亡くなった人々である。だから彼らも彼らなりに「祖国に殉じて一命を捧げた」と論じることが出来る。ただ彼らは一般の戦死者と違って、過去の行為を断罪されたうえで亡くなっている。もしその死を「顕彰」すればそれは断罪の否定、少なくとも断罪の正当性を否定する行為と受け取られるだろう。

その否定が正しいか正しくないかには議論がある。だが否定すればそこに政治的意味が込められるのは避けがたい。

こうして靖国神社を「顕彰」のための神社と見れば、A級戦犯の合祀はたしかに靖国問題を政治化する要因になる。実際、その政治化は国論を二分し、中国との激しい摩擦を生み出すことにつながってしまった。

そのことを憂えて一部の政治家は、靖国神社に一旦祀ったA級戦犯を祭神の座からはずし、別の場所に祀るよう働きかけている（いわゆる「分祀」論）。しかし、神社側は、そういうことは神社の教義上できないと明言している。できないと言われれば、いまは民間の一宗教法人になっている靖国神社に政治がそれを強制することはできない。

また一部の政治家は、新しい国立の追悼施設（無宗教）をつくって、そこを戦没者追悼の場にしたらどうかと提案している。だがそういう提案に国内の十分な支持があるわけではないし、政府の有識者懇談会から出された報告書は、新施設と靖国神社が両立できるとしている。それでは、新施設ができて、それによって首相や他の指導者の靖国神社参拝が禁じられるわけではなく、直接にはA級戦犯合祀問題の解決につながるがらない。

A級戦犯が祭神としてそのまま残り、その「顕彰」が靖国問題を政治化し続けるとすれば、靖国神社参拝を「心

の問題」として説明する側は、参拝の目的が「慰霊」にあることをますます強調しなければならなくなる。神社が慰霊と顕彰のためにあるとしても、参拝する側が両方しなければならぬわけではない。参拝の時期や理由の説明を工夫して、A級戦犯の顕彰から意識的に距離をおく必要があるだろう。A級戦犯を相対化——彼らはあくまで二四六万分の一四に過ぎない——するとともに、他のことでの政治化——たとえば国内政治の論争の題材にするなど——をなるべく避ける努力も必要だろう。

参拝が慰霊のためであることを強調するその努力は、靖国神社側の努力とあわせれば、より効果的である。最近、首相の靖国神社参拝を批判する議論の中に、神社の付属施設で「英霊顕彰」と「近代史の事実を明らかにする」ことを目的にした博物館、遊就館を問題にするものがある。遊就館には、靖国神社に祀られている人々の死の状況説明や写真、遺書、遺品、彼らが使った兵器などが展示されている。⁽¹³⁾ 問題になっているのは、それらの展示物ではなく、戦死者が戦った戦争について説明したパネルなどの展示物である。

そこには、近代日本が行った戦争を「近代国家成立のため、我が国の自存自衛のため、更に世界的に視れば、皮膚の色とは関係のない自由で平等な世界を達成するため」（靖国神社遊就館パンフレット）の戦争だという基本認識のもと、「大東亜戦争」は避けられない戦争だったとする歴史観が示されている。批判者たちは、日本政府の見解（たとえば村山談話に見られるような見解）とは必ずしも相容れない、そうした見解を示す施設を持つ靖国神社に日本の首相は出かけるべきではない、と主張する。

これは理屈としては無理のある主張である。歴史観が異なるから行くべきでないというならば、日本の首相は他国の慰霊碑や慰霊施設にも行けなくなるだろう。小泉首相は、二〇〇五年五月モスクワで行われた第二次世界大戦六〇周年記念式典に出かけて戦没者を追悼した。だが小泉首相の第二次大戦についての歴史観がロシア政府の歴史

観と同じわけではなからう。二〇〇一年一〇月に訪申した際には盧溝橋の抗日記念館を訪れているが、それはこの記念館の歴史観に同意したうえでのことだろうか。そもそも歴史の解釈は多様で、とくに「アジア・太平洋戦争」のように多面的な戦争を解釈する場合はそうなる。政府がある見解を持ち、それと異なる見解を受け入れないとするのはよいとしても、異なる見解が示されているから、政府の長はその場所に行くべきでない、とまでいうのは歴史に対して謙虚さを欠く態度だろう。

もちろん、そうはいっても、現実問題として、「英霊顕彰」と「近代史の事実を明らかにする」ために靖国神社が日本の過去についてある見解を明示すれば、他の見解を持つ人々は刺激される。その結果、問題が政治化して、慰霊の場としての靖国神社が喧噪に巻き込まれてしまうとすれば、それは残念なことである。

だから靖国神社は見解を示すべきではない、とは言わないが、示し方には工夫があつていいかもしれない。たとえば遊就館の見解はあくまで多様な見解のうちのひとつの見解であることを明らかにする。不正確でいらぬ記述によつて揚げ足をとられないようにする。⁽¹⁴⁾「近代史の事実を明らかにする」という視点から、国家としての過ちや失敗についてもより率直に述べる。⁽¹⁵⁾それらのことについてもう少し工夫してみてもどうだろうか。伝えられるところによれば、靖国神社側も誤解を与える記述について見直しに取り組む用意があるという。⁽¹⁶⁾「補註 二〇〇七年になつて、遊就館はとくに第二次世界大戦にかかわる歴史記述をより客観的なものにあらためる努力を行った。注14に例示したような、不正確で不必要な記述は削除された。ただし「英霊顕彰」という目的のためか、注15のような批判は避けている。遊就館を完全に客観的な歴史博物館と見ることはできない。」

慰霊と顕彰という靖国神社の二つの目的のうち、慰霊を強調するのに役立つ別の努力としては、靖国神社境内にある鎮霊社の存在により多くのスポットライトをあてることなどもあるだろう。鎮霊社は靖国神社本殿に向かって

左側に靖国神社のルートである元宮と並んで立つ社で、戦後一九六五年に建てられた。本殿に祀られていない氏名未詳の戦没者と世界中で戦争のために亡くなった人々すべての霊を祀る社だという。広く戦争の死者を慰霊するこの社が建てられた動機は必ずしも明らかではないが、靖国神社における慰霊と世界平和を結びつけようとした、当時の宮司の意思が存在したという見方がある¹⁶。靖国神社への批判の中には、靖国神社には戦没者のうち一部の選別された人々しか祀っていない、というものがあるが、より多くの人々に靖国神社への理解を求めるために、本殿に並んで「選別」の論理（それは顕彰と結びついている）がない慰霊の社があるのはよいことだろう。〔補註 二〇一三年一二月、安倍晋三首相が首相としては小泉首相以来七年ぶりに靖国神社に参拝した際には、「日本人だけではなくて、諸外国の人々も含めて全ての戦場に倒れた人々の慰霊のための」社である鎮霊社に参拝したことも明らかにした。〕

第二章 戦争責任と「二分論」

ただ、慰霊をいくら強調しても、それだけでは、中国政府が首相の靖国参拝を容認することはないだろう。過去の日本の戦争責任について中国政府がとる立場がそれを難しくしている。

よく知られているように中国政府は過去の日中間の戦争は日本の「一部の軍国主義者」が引き起こしたもので、日本の一般国民には責任がなく、むしろ中国人民と同じ犠牲者である、という立場をとっている。この立場は、一九七二年の日中国交回復にあたって、戦争で多大な犠牲を蒙った中国人民に日本との和解を納得させるために中国政府がとった立場である¹⁷。米中和解、中ソ対立という国際環境の中で、賠償金をとらずに日本と和解する決断をした中国政府の指導者にとっては、国内政治的にどうしても必要な立場だったと思われる。

この立場からすれば、「一部の軍国主義」を代表する（と中国政府がみなす）、A級戦犯が祀られた靖国神社に首相が出かけることは、たとえそれが慰霊のためであっても、戦争責任を軽視する態度、あるいは戦争責任を直視しない態度と見えてしまうのだろう。そしてもしそう見えてしまえば中国政府としても黙っていられなくなる。

もっとも、中国政府がこの点で歴史的に一貫しているかという点、そうでもない。A級戦犯合祀の事実が明らかになった一九七九年から一九八五年の中曽根首相による終戦記念日参拝までの六年間、大平正芳、鈴木善幸、中曽根康弘、三人の首相が靖国神社に参拝（計二一回）したが、中国政府は参拝を問題にしなかった。一九七九年春に参拝した大平首相は「A級戦犯あるいは大東亜戦争についての審判は歴史が致すであろうと私は考えております」と国会で述べて、合祀が問題にならないという態度をはっきり示した。だが中国政府は同年一月に中国を訪問した大平首相を歓待している。そうした過去の中国政府の態度は、戦争責任の問題でA級戦犯合祀を批判する現在の中国政府の態度とは整合性がない。

しかしそれはそれとして、中国政府のA級戦犯合祀批判に関して注意すべきは、日中両国間の戦争責任に対する考え方の違いである。すなわち、日本政府は、戦争責任に関して「一部の軍国主義者」と一般国民を分ける中国政府の立場（「二分論」）を受け入れていない。実はそのことが外交問題としての靖国問題の議論を混乱させるもう一つの大きな要因になっている。

日本政府が「二分論」を受け入れない理由はまず、「一部の軍国主義者」というが、いったいそれが誰をさすのか明確でないことにある。関係者の証言によれば日中国交正常化時の交渉の中で、中国側は日本側に「二分論」の受け入れを迫ったが、日本側は「一部の軍国主義者」の範囲がどこまで広がるかわからないという理由で断ったという¹⁸⁾。もちろん、日本政府は中国政府が「二分論」の認識に立つことは理解しているが、それ以上のものではない。

安倍晋三新首相も中国との国交正常化が「二分論」に同意してのものではない、との立場を明らかにした（衆議院予算委員会二〇〇六年一〇月六日）。〔補註 日中国交正常化時の共同声明（一九七二年）のなかにある「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という文言について中国政府は当初、「日本政府は、過去において日本軍国主義が中国人民に戦争の損害をもたらしたことを深く反省する」という文言を提案していた。これに対して大平正芳外相は、「今次田中総理の訪中は、日本国民全体を代表して、過去に対する反省の意を表明するものである。従って、日本が全体として戦争を反省しているのです、この意味での表現方法をとりたい」と述べている。結果的に、「日本軍国主義」ではなく「日本国」が「中国国民に重大な損害を与えた」の主語になった。このことについては、石井明・他編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和条約締結交渉』岩波書店、二〇〇三年、九二頁、一二〇頁を参照。〕

日本政府が「二分論」を拒否する背景には、「二分論」が極東国際軍事裁判（東京裁判）の裁判に影響を受けているという事実があるかもしれない。東京裁判は、裁判手続きの不公平さ、事実認識の誤り、事後法に基づく裁判といった不当性を指摘されている。¹⁹ 日本国内では評判が悪く、その政治的意味は認めても、裁判としては問題が多いというのが大方のとらえ方だろう。

東京裁判では侵略戦争の開始、遂行を犯罪とする「平和に対する罪」という新しい概念が導入され、それによって日本の戦争指導者が裁かれた。この「平和に対する罪」という概念は、国際法学者、大沼保昭教授が指摘するように二つの観念を前提としている。一つは戦争を原則として違法とする「戦争違法観」であり、もう一つは国家行為の責任を国家指導者に課す「指導者責任観」である。²⁰ 二つの観念のうち前者は不戦条約（一九二八年）にも見られるように、すでに第二次世界大戦前に国際社会で確立されつつあった。だが後者はそうではない。第一次世界大

戦後、連合国はウイルヘルム二世皇帝にドイツの行動に対する責任を負わせようとして、その旨をベルサイユ講和条約に盛り込んだ。だが、時間が経って冷静さが戻ると、その考えは否定された。東京裁判の「平和に対する罪」が事後法として批判されるのは、この「指導者責任観」の未確立という点によるところが大きい。

しかし「二分論」はまさにその「指導者責任観」に基づいているのである。たしかにこの観念は「指導者が責任をとるのは当たり前」という、一般常識には合致する。だが近代国家の戦争について、指導者とはいえ個人にその責任を負わせることが本当に可能だろうか。近代国家は個人の力でなく組織の力で動かすものである。指導者がすべて思いのままに国家を動かすことができるわけではない。

また「指導者責任観」を徹底すれば、指導者やその周りの少数の人々さえ責任をとれば、それですべて終わりということになる恐れがある。はたしてそれでよいだろうか。「指導者責任観」には指導者を安易に免責しないという意義はあるかもしれない。しかし、他の人々を戦争責任から切り離して、過去に対する無責任な態度を生み出すことにもつながりかねない。

近代国家の戦争責任はやはり個人ではなく国家が負うと考えるべきではないだろうか。国家が責任をとり、国民はその国家を、たとえば賠償金のための税金の支払いなどで、支える義務を負う。もちろん一般の国民と指導者とは国家に対する責任の大きさが異なるので、当然、その義務の果たし方が異なってくる。また彼らの国家に対する責任の追及は必要だろう。だが、それは「対内的」な責任の話であって、「対外的」な責任とは別個に考えなければならぬ。

ちなみにA級戦犯の「分祀」を主張する議論の中に、彼らの「対外的」な戦争責任はともかく国家の指導者として悲惨な戦争で国民を苦しめることになった結果責任をとるべきだという意見がある。しかし国際日本文化研究所

の牛村圭助教授も指摘するように、A級戦犯の中には主観的にはまさにそういう「対内的」な責任を感じて刑を受けたものがあることを忘れるべきではなからう。⁽²¹⁾ また戦争の指導者としての「対内的」な責任をとらせるための「分祀」をいうならば、たとえば満州事変時に関東軍司令官をつとめ、戦後自決して後に合祀された本庄繁陸軍大將のような例をどう考えるかという問題が出てくる。本庄大將はその遺書に満州事変は「全ク当時ノ関東軍司令官タル予一個ノ責任」と書きのこしている。

日本政府は従来、戦争責任について、中国政府の「二分論」のように単純で、すっきりしたかたちの説明を行ってこなかった。そのため、「二分論」の否定が戦争責任をごまかす動きととられるところがあった。残念ながら、A級戦犯が合祀された靖国神社への参拝もそう受け取られてしまうところがあったかもしれない。そうだとすればこんごはそうならないように、中国に対して「二分論」を否定する場合は、否定するだけではなく、これまで日本が「国家として」どのように「対外的」な戦争責任を果たしてきたか、そしてこれからどのようにそれを果たしていくかをわかりやすく説明すべきだろう。

戦後日本は「戦争責任」に言及しない条約あるいは共同宣言によって旧敵国との講和を実現した。第一次大戦後のベルサイユ（講和）条約が、ドイツだけに戦争を引き起こした責任を負わせ、苛酷な賠償金を課したために、ドイツ人の恨みと混乱を生み、結局はナチスの台頭を招いたことの反省に基づいている。近年公開された資料は、吉田茂首相がサンフランシスコ平和条約形成過程において、日本の戦争責任について前文で言及した条約草案（イギリス案）を見せられ、それでは「ベルサイユ条約の経緯を繰り返す」ことになるかと猛反発したことを明らかにしている（結局そうした言及は除去された⁽²²⁾）。

むしろ平和条約や共同宣言で戦争責任を言わなかったからといって、日本にそれが無かったわけではない。実際、

過去六〇年間、日本は日本なりにその責任を果たしてきた。いまではすべてに決着がついている、と言えるかどうかは議論があるだろう。国家は戦争責任をどのように果たすべきか、について決まった定義があるわけではないので、そうなるてもやむを得ない。

ただ常識的には、国境線を変更し、賠償金を支払い、戦争犯罪者を処罰して、謝罪をすませ、平和条約（もしくはそれに代わるもの）を結べば、一応の決着がつく、少なくとも法的には決着がつくと見てよいだろう。この意味では、日本はほぼ戦争責任を果たし終わっている。日本が戦争の相手国から戦争責任について、何かを法的に要求されることははやらない。（被害国民からの個人的請求権をどう見るかの問題は残るかもしれない。だがそれは国家間の法的関係とは一応別のものである。）

しかし、それで完全に決着がついたと言えないのは、戦争責任に法的な意味とともに道義的な意味が含まれるからである。国家は個人と同じようには道義によって動かないし、動くべきではない。だがそれでも、人間の集団である以上、道義なしに存在できるものではない。国家が力や利益だけでなく道義の体系であることはE・H・カー以来、国際政治学が説くところである。⁽²³⁾過去において、他国または他国民に不必要な被害や苦しみを与えたとすれば、それに対して国家として、法的責任とともに道義的責任をとるとするのは、間違ったことではなく、むしろ文明国として名譽ある態度だろう。

ただ、この道義的責任はそれをどう果たすかが難しい。というのも道義的責任は何か具体的なことを意味するものではないし、逆に何か具体的なことをしたからといって、それで消えてなくなるものでもないからである。また道義的責任は相手にこうしてくれと言われて必ず何かをする、あるいは、こうしないでくれと言われて必ず何かをしない、というようなものでもない。もしそういうものならば法的責任と区別がつかなくなる。さらに言えば、他

国がどのように過去の戦争について道義的責任を果たしているかも（参考にはできるかもしれないが）基準にはならない。戦争の実態はさまざまだし、道義についての考え方も国によって異なるからである。

したがって、先の大戦に関する道義的責任の果たし方についての議論はこれからも続くだろう。あるいは相当長い間続くかもしれない。日本政府としては、その前提に立つたうえで、これまで日本がどのように道義的責任をとってきたかを明確に説明できるようにしておくべきである。

すぐにあげることができるのは、度重なる謝罪と村山談話⁽²⁴⁾あるいはそれを踏襲した小泉談話⁽²⁶⁾のような過去の過ちに対する反省の表明である。これらについては国内に、謝罪は何度も繰り返すものではないとか、その反省は複雑な過去の歴史を単純化している、といった批判がある。だがそれでも日本政府がそうした謝罪と反省を表明してきたのは国家としての道義的責任を果たすためであろう。また、これは道義的責任の考慮がすべてとは言い難いが、過去二〇年間、日本が中国に対して巨額の政府開発援助を行ってきた背景にも賠償金のない講和に対する道義的対応といった側面がある。

しかし、道義的責任に関して日本政府が説明すべきより本質的な点は、戦後六〇年間の日本の姿、すなわち日本が「国際紛争解決のための武力行使」を行わずに平和を守ってきたその姿勢そのものではなからうか。筆者は、戦争責任は道義的には、過去の過ちを繰り返さない決意とそのための努力によってまず果たされるべきだと考える。

過去の日本の過ちは結局のところ、中国大陸における自らの權益を守り拡大する際に生じた国際紛争を、武力によって解決しようとしたことに起因する。個々の武力行使すべてについて日本だけに非があったとは言えないが、ともかく戦後の日本はそうした武力行使を反省し、二度と国際紛争を解決するための武力行使をしないと明記した憲法条項（憲法九条第一項）をかたくなに守ってきた。こんごも日本は確実にこの条項の趣旨を守っていくだろう。

近年、日本国内では憲法改正の動きが出てきたが、主要な憲法改正案の中でこの条項に反対するものはない。

以上の議論を前提にして、いまの靖国問題と戦争責任の関係を考えれば、争点は結局、首相が靖国参拝を続けながら戦争の道義的責任を果たすことができるか、ということになる。道義的責任が相手から何か具体的な要求を受けるものではないという立場から言えば、答えは肯定的になる。

だが、首相の靖国参拝は戦争で大きな被害を被った中国国民の感情を傷つけるという中国政府の主張に、知らぬ顔を決め込むのは道義的態度とはいにくいだろう。むしろ「中国国民の感情を傷つけるから」正しいと思うことをやめなければならない、というのでは、日中関係は一方の感情に基づくいびつなものになる。それでは当面の落ち着きは得られても、長期的に健全な関係はつくれない。しかしまた逆に、正しいことだから相手の感情はまったく無視してよい、というのも長期的に健全な関係をつくっていくのに適した態度ではない。

相手の主張をよく聞き、相手の感情にもできるだけ配慮した首相参拝のあり方を工夫する。そしてその工夫についてよく相手に説明すべきだろう。本来、首相の靖国参拝は、日本の内政問題である。外国からとやかく言われる筋合いのものではない。だから日本国内には、首相の不参拝を求める中国の主張は内政干渉で、けしからんという不満が根強くある。だが、戦争の道義的責任を果たすという観点からは、不満があっても「聞く耳持たぬ」の態度はとるべきではないだろう。相手が満足するかどうかは別に、できる範囲で感情に配慮した努力をする。その説明もする。それが、よい道義的責任の果たし方ではなかるうか。

おわりに

靖国問題が日中両国関係に刺さった棘だとすれば、この棘は複雑な刺さり方をしている。痛むからといって不用

意に引き抜こうとしても抜けないし、かえって痛みが増す。日中関係の安定的な発展のため、首相は靖国参拝を自粛すべきだとする内外の声に対して、私が懸念を覚える理由を比喩的に言えばそうなる。

過去五年間の小泉首相の靖国参拝が両国政府の関係を連れさせたのは間違いない。連れさせてほしくなかったと残念がる気持ちはわかる。だが、いったん連れられたものを解きほぐす手だてについて、そもそも首相が行ったことで纏れたのだから、行くのをやめればそれでよい、と安易に考えるべきではない。なぜなら、首相が中国の強い反発を受けて参拝をやめれば、日本国内には必ず中国に対する強い反発が生まれ、それがまた日中関係の大きな悩みになるからである。靖国問題で「譲らされた」ことが「しこり」になって、他の問題では絶対に譲らないという硬直した外交姿勢につながる可能性は高い。またいったんやめても、将来の首相が、国内の反発の声に押されるかたちで参拝を再開すれば、問題はいつそう深刻になる。

そうなつては困るから、中国に言われたからではなく、自主的な判断でやめるべきだということが言われる。だが、首相が中国に言われたからではなく自主的な判断で参拝をやめるのは、どういう理由からだろうか。国民が納得し、両国関係に「しこり」を残さない、すつきりとした理由があるのだろうか。

これについてはさまざまな議論がなされてきた。だが、問題は戦没者の慰霊のあり方という「心の問題」にかかわり、また戦争の反省という国家観、歴史観にかかわるだけに、議論は錯綜し、「そもも言えるがこうも言える」といった、まとまりのない状況を脱していない。たしかに最初にあげた小泉首相の参拝理由説明を国民すべが受け入れているわけではない。だが逆に、その説明を決定的に論破し、なるほど首相は不参拝でなければならないと国民の大多数が同意するような理由があるわけでもない。

不参拝のよい理由が見つからないためか、首相参拝の是非はともかくとして、参拝は大事な隣国との関係を傷つ

け、外国からの評判を悪くするので外交上、日本にとつてマイナスである、だからやめるべきだ、といった議論もある。外交上の日本の国益を考慮すべきという議論である。しかし、仮に参拝を続けることが外交上の損失だとしても（外国に表立ってやめると言われてやめることの方が外交上の損失だという議論もある）、国益というものは外交のプラスマイナスだけで判断できるものではなからう。靖国問題は戦没者の慰霊や戦争の反省という国家の原理原則、そして日本の伝統や文化にかかわる問題である。この問題で何が国益かの判断は、それらのことも踏まえなければならぬ。

首相は不参拝でなければならぬ、という決定的な理由が見つからない（中国から不参拝を求められたからという理由以外に）とすれば、日中間の靖国問題を短期的に解決しようとしてもうまくいかないだろう。短期的な解決を焦れば、かえって日中関係は悪化するかもしれない。短期的な解決を求める考えはおうおうにして、相手の立場の無視や無理解に基づいているからである。

むしろこの問題は、短期的には問題の解決ではなくその「鎮静化」をはかり、長期的に解決の方法を探っていくしかないように思われる。まずは互いに原理原則を譲らず、折り合えるところを折り合せて、靖国問題を日中関係の焦点からはずす努力が必要である。棘の比喻で言えば、当面、棘を抜こうとするのではなく、その痛みを和らげる工夫をしつつ、時間がたつて無理なく抜けるようになるのを待つということである。

そのためには、棘の複雑な刺さり方を日中両国民がよく理解する必要がある。この論文では、「心の問題」だという首相の説明がなぜ中国側に受け入れられないか、その要因を探ること、その理解につとめたつもりである。靖国神社が「慰霊」と「顕彰」という二つの目的を持つ神社であること。そして日中間で「戦争責任」の主体に対する考え方が違うこと。大きくこの二つの要因をあげた。もちろんこの二つがすべての要因ではない。だがこの二

つの要因に注目すれば、棘の刺さり方の複雑さをより整理して理解できるようになるだろう。また、この二つの要因に注目すれば、日本の首相がこんご小泉首相のように「慰霊と平和」のために靖国参拝を続ける場合には、

一、いわゆるA級戦犯の「顕彰」から距離をおく、

二、参拝が日本の戦争責任をごまかすものでないことを明らかにする、

という二つの努力が望ましいことがわかるだろう。

むしろこの二つの要因であれ、他の要因であれ、「棘」の刺さり方を複雑にする要因をよく理解して、それに対応することで棘の痛みを和らげるためには、相互の努力が必要だろう。基本的には日本側ができる努力をし、中国側が、参拝そのものは認めないにしても、その努力は認めることがまず必要になる。あるいはそこまでいくにも少し時間がかかるかもしれない。だが、それもやむを得ないだろう。

日中関係の長期的な視点から言えば、靖国問題は、それに焦点を合わせてそれを解決することで両国関係をよくするというような問題ではなくて、日中間によい関係ができたときに解決の方向に向かう問題だろう。さきにも述べたように、かつて一九七九年から一九八五年まで、首相の靖国神社参拝がA級戦犯合祀後も日中間の政治問題にならなかつた時期がある。この時期、第二次冷戦下、ソ連という共通の脅威の存在、改革開放政策への日本の支援開始などで、日中関係は良好であった。むしろ当時といまでは事情が違う。共通の脅威もなければ、経済援助の必要性も減少した。だがそれでも、当時と同じように両国には良好な日中関係を求める強い理由があるだろう。そこに外交問題としての靖国問題を解決に向かわせる希望がある。

- (一) たとえば読売新聞の調査(二〇〇六年八月一五、六日)では支持五三%、不支持三九%。朝日新聞(八月二、二日)では「よかつた」が四九%、「するべきではなかつた」三七%。

- (2) 首相官邸ホームページ。http://www.kantei.go.jp/koizumispeech/2006/08/15interview.html
- (3) 靖国神社とそれをめぐる論争については数多くの文献がある。この論文の執筆にあたっては、その中から比較的最近に出版された書籍および、過去二年ほどの間に、『世界』、『論座』、『文藝春秋』、『諸君』、『Voice』、『正論』などの雑誌に発表された諸論文を参考にした。主な書籍は、赤澤史郎『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』岩波書店、二〇〇五年、江藤淳、小堀桂一郎編『新版・靖国論集』近代出版社、二〇〇四年、上坂冬子『戦争を知らない人のための靖国問題』文春新書、二〇〇六年、小堀桂一郎『靖国神社と日本人』PHP新書、一九九八年、小堀桂一郎、渡辺昇一編『新世紀の靖国神社』近代出版社、二〇〇五年、高橋哲哉『靖国問題』ちくま新書、二〇〇五年、田中伸尚『靖国の戦後史』岩波新書、二〇〇二年、滑川英達編『靖国問題入門——ヤスクニの脱神話化へ』河出書房新社、二〇〇六年、所功編『ようこそ靖国神社へ』近代出版社、二〇〇〇年、三上修平『靖国問題の原点』日本評論社、二〇〇五年。
- (4) その後小泉首相まで一人の首相のうち参拝したのは、小泉首相と橋本龍太郎首相だけである。ただし宮沢首相も秘かに参拝していたという。板垣正『靖国公式参拝の総括』展転社、二〇〇〇年。
- (5) 小泉総理大臣年頭記者会見、二〇〇六年一月四日、官邸ホームページ。http://www.kantei.go.jp/koizumispeech/2006/01/04press.html
- (6) ケビン・ドーク『靖国参拝の考察』産経新聞、二〇〇六年五月二五—二七付。
- (7) 石平『日中の宿命』扶桑社、二〇〇六年、九八—一〇五頁。
- (8) 赤澤史郎『靖国神社』岩波書店、一二頁。赤澤教授は、靖国神社は戦後の平和主義の中で一時期、慰霊のみの神社に変わろうとしていたが、神社自身の反省・改革の不十分さ、遺族の意識の変化などで果たせなかった、と論じている。
- (9) たとえば、二〇〇二年の二月、日本最大の保守系団体である日本会議が小泉首相の靖国参拝を支持して出した声明の中にも、そうした文化論的主張が含まれている。日本会議「首相の靖国神社参拝『反対』論に反駁する」http://cgi.kuretakekai.com/yasukunisensei.htm
- (10) 葦津珍彦『靖国神社と平和の理想』滑川英達編『靖国問題入門』所収。
- (11) 高橋哲哉氏のベストセラー『靖国問題』は、顕彰であれ慰霊であれ、国家による戦死者追悼施設はそうした意味を持つことになるとして批判している。

- (12) 「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」。報告書は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuiou/kettei/021224houkokuhinjhdai>
- (13) 遊就館の展示物については、靖国神社『遊就館図録』二〇〇三年。
- (14) たとえば「ルーズベルトの世界戦略、アメリカの大戦参加」というコーナーの記述は、アメリカが大恐慌から脱出するために戦争した、と言わなければならないの記述、またルーズベルトが米国民の反戦意志を崩すためにとり得た道は、日本を追いつめて開戦を強要することだけだったという記述がある。前者は、できそこないのマルクス主義のような強引な解釈だし、後者は、ルーズベルトが真珠湾攻撃の前、一九四一年の秋にはすでに大西洋で行動するドイツ潜水艦を「発見次第攻撃」するよう命令を出し、ドイツへの圧力を強めていたことなどを忘れた記述である。
- (15) たとえば日独伊三国同盟について説明したコーナーでは、この同盟はアメリカの参戦を抑止するための勢力バランスの判断から結ばれた、という趣旨の記述がある。それはその通りだが、その判断が全く間違っていたこと、人種主義のナチスドイツとの同盟が日本に与えた汚名があまりにも大きいことなど、この同盟の過ちや失敗についても率直に書いた方がよいのではなからうか。
- (16) 赤澤、前掲書、一六二―一三頁。
- (17) 一九七二年九月二五日、北京人民大会堂で催された田中角栄首相歓迎宴会において周恩来首相は、「中国人民は毛沢東主席の教えに従って、ごく少数の軍国主義分子と広範な日本人民とを厳格に区別してきました」と述べている。
- (18) 大平外相の秘書官を務めた森田一氏の証言 NHKスペシャル「日中は歴史にどう向き合えばいいのか」二〇〇六年八月一四日放送。
- (19) 東京裁判については、リチャード・H・マイニア／安藤仁介訳『東京裁判——勝者の裁き』福村出版、一九七二年を参照。Richard H. Minear, *Victor's Justice: The Tokyo War Crimes Trial*, Princeton University Press, 1971.
- (20) 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ（第4版）』東信堂、一九九七年 三三二頁。
- (21) 牛村圭『戦争責任』論の真実』PHP出版、二〇〇六年。
- (22) この点については拙稿「平和条約と『東京裁判受諾』論争が欠く外交史的視点」、『正論』二〇〇五年九月号を参照されたい。この論文は、近年靖国神社参拝問題に関連して持ち出される、日本は平和条約第一条で東京裁判を認め、戦争

- 責任を認めた、という議論が条文の解釈という観点だけでなく、外交史の観点から見ても誤りであると主張する。そうした議論は、東京裁判とサンフランシスコ平和条約が対極の精神——端的に言えば前者は「勝者の正義」と「過去の断罪」による取り決め、後者は「勝者敗者の和解」と「未来志向」——による取り決めであったことを無視しているからである。
- (23) E・H・カー／井上茂訳『危機の二十年』岩波書店、一九五二年、高坂正堯『国際政治』中公新書、一九六六年。
- (24) 元上海総領事杉本信行氏はその著書の中で、日本はこれまでに二〇回以上の謝罪を行ったとしてその代表例をあげている。杉本信行『大地の咆哮——元上海総領事が見た中国』PHP出版、二〇〇六年、三二八―三二頁。三四三―三八頁。
- (25) 村山内閣総理大臣談話「戦後50周年の終戦記念日にあたって」(一九九五年八月十五日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html
- (26) 小泉純一郎内閣総理大臣談話(二〇〇五年八月十五日) <http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/08/15danwa.html>